

輸入禁止商品

- ・児童ポルノ
- ・爆発物 火薬類、銃器
- ・けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品
- ・指定薬物
- ・貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード（生カードを含む）
- ・ブランド等のコピー商品、海賊版 DVD
- ・モデルガン、スコープ、ホルスター、レーザーポインター、ナイフ模造刀
- ・ヌード、等裸体が載った美術書、写真集、DVD

輸入規制商品

① Bluetooth 商品(携帯電話、イヤホン)、無線機器(電波法)

商品の技術適合試験をパスして、技適マークを商品につける必要がある。

【技術基準適合証明】

<https://fukugyo.online/chinabusiness-overview/gitekimark/>

② コンセントを使用する商品(電気用品安全法)

PSE マークの発行が必要。

③ 電化製品(電気用品安全法)

PSE マークを発行することになりますが、まずは経済産業省に届け出をする必要がある。

<http://www.busoken.com/blog/import-regulation-cimb>

④ 食器(食品衛生法)

コップ、お皿は小物入れとして税関に通すと通りやすい。

<https://erushiru.com/china-import-239>

⑤ 赤ちゃんが使うおもちゃ・グッズ(6歳未満対象)(食品衛生法)

厚生省の確認が必要。

<https://hunade.com/omocha-kisei>

※対象外商品(三輪車、木馬)

⑥ おしゃぶり、哺乳瓶(食品衛生法)

厚生省の確認が必要。

<https://hunade.com/omocha-kisei>

⑦ 液体類(薬事法)

<http://www.busoken.com/blog/be-careful-import-regulation-china-import-cimb>

<https://erushiru.com/china-import-239>

※ライターオイル、インクカートリッジ含む。

※空輸は NG。船便ならば輸入できる商品もある。

⑧ 医薬品、医薬部外品、サプリメント(薬事法)

個人が自分で使う場合、家庭用器具(マッサージ器、体温計)、

コンタクトレンズは OK(他人への譲渡は NG)

<http://www.busoken.com/blog/import-regulation-cimb>

⑨ DVD・CD(知的財産権・著作権)

ビジネスとして、著作権、著作権等の権利処理が適正なものが輸入の大前提であるため、コピー商品などの知的財産権侵害物品は犯罪。CD/DVD は検査が厳しい。

<http://www.busoken.com/blog/import-regulation-cimb>

⑩ 食品(10 キログラム以上)(食品衛生法)

厚生労働大臣の指定する検査機関や厚生労働省に登録されている輸出国の検査機関で検査(人体に有害な鉛やカドミウムの溶出検査等)を実施した上で、食品等輸入届出書を提出する必要がある。

その輸入届出書などを基に、厚生労働省検疫所の審査を受け、合格して初めて通関(輸入)が可能

<http://www.busoken.com/blog/import-regulation-cimb>

※10 キログラム以上は商業目的と見なされる。

※植物(果物・野菜)動物(肉類)は必ず検疫対象。

⑪ 化粧品(化粧品衛生監督条例)

中国食品薬品監督管理部門(SFDA)の承認が必要。事前審査がある。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000822/cosmetics_china.pdf#search=%27%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%81%8B%E3%82%89%E8%BC%B8%E5%85%A5+%E5%8C%96%E7%B2%A7%E5%93%81%27

⑫ バイク・オートバイ(道路運送車両法)

検査・届け出が必要。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010579.html>

⑬ 多肉植物(ワシントン条約、鳥獣保護法、種の保存法)

検査・届け出が必要。品目によって審査方法が異なったり、輸入できない場合もある。

http://www.shaboten.com/howto_mailorder.html

※ワシントン条約のどの付属書(I・II・III)に該当するかにより

必要な書類が決まる

⑭ レーザー商品(プリンタ、プロジェクター)

条件がある。

<http://kazu1688.com/razer/>

※厚生労働省・経済産業省に相談するのが無難。

⑮ 「ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」(薬事法)

麻薬、指定薬物に当たるものがある。

<http://www.busoken.com/blog/taobao-import-confirmation-of-forbidden-items-cimb>

⑯ 毛皮などの衣類、皮革製品の一部(ワシントン条約、鳥獣保護法、種の保存法)

検査・届け出が必要。品目によって審査方法が異なったり、輸入できない場合もある。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010546.html>